

給付型奨学金制度『しんくみはばたき奨学金』

令和7年度 奨学生募集のお知らせ

香川県信用組合では、ご支援いただいている地元地域に何らかの形で貢献したいとの思いから、平成29年度より香川県下在住の母子・父子家庭の高校生を対象とした、給付型奨学金制度『しんくみはばたき奨学金』を創設し、給付開始致しました。本制度は、修学上必要な学資金等の一部を給付する給付型奨学金制度で、将来香川県の発展の為に活躍する有用な人材を育成することを目的としております。令和7年度も引き続き奨学生を募集致しますので、受給ご希望の方は次の募集要項をご確認の上お申込み下さい。

1. 受給資格

次のいずれにも該当する方を対象とします。

- (1) 香川県下の高等学校に在学の母子家庭・父子家庭の高校生で、本人及び保護者が香川県下に住所を有している方。
- (2) 収入要件
本人の父母、又はこれに代わって家計を支えている人（主たる家計支持者1人）の収入が下記金額以下であること。

収入要件	給与所得者	給与所得者以外
	270万円 源泉徴収票の支払金額 (税込み)	135万円 確定申告書等の所得金額 (税込み)

2. 募集人員

20名（応募者が20名を超える場合は、厳正な抽選により受給者を決定します。）

1年毎に受給者を決定します。次年度募集時に再応募可能、但し応募は1学年1回とし、1人の生徒につき3回を限度とします。

3. 募集期間

令和7年4月8日（火）～令和7年4月22日（火）までの当組合営業日

4. 受給者の方への決定通知

募集期間終了後、5月中旬迄に受給者を決定し、受給者の方に受給手続等文書によりご連絡致します。

5. 奨学金給付額・給付期間・給付時期

- (1) 給付金 月額10,000円
- (2) 給付期間 1年間
- (3) 給付時期 毎月25日 休日の場合は翌営業日に指定の口座へ振込
(4月・5月分は5月に一括して入金)

6. 応募手続き

(1) 提出書類

- ① 香川県信用組合給付型奨学金給付申請書
- ② 個人情報の保護に関する同意書
- ③ 在学証明（原本：新学年の在学証明）
- ④ 住民票謄本（原本：世帯全員の続柄記載・マイナンバー記載不要）
- ⑤ 収入に関する書類
 - ・給与所得者 源泉徴収票（原本）
 - ・給与所得者以外 **【確定申告書】**
 - ・確定申告書（控）
 - ・受信通知または電子申請等証明書(電子申告の場合)
 - ・申告書等情報取得サービス(書面申告の場合)
 - ・申告内容確認票の写し（受信通知又は即時通知を添付）
 - 【公的年金受給者の場合】**
 - ・公的年金等の源泉徴収票（最新なものの写し）
 - 【その他】**
 - ・その他年間の収入を証明できる書類

※①受給申請書および②個人情報の保護に関する同意書以外の書類につきましては、当組合でコピーをさせていただきます原本は返却いたします。

(2) 申込先

当組合店舗窓口（香川県下 17 カ店）

7. 奨学金の返還

この制度に基づく奨学金は返還を要しません。

8. 奨学金の給付休止・中止

- (1) 奨学金の給付休止・中止の事由に該当した場合は、速やかに当組合に届け出ることとし、その事由に該当した月まで奨学金を給付します。
- (2) 休止・中止の事由に該当した旨の届出が遅れ奨学金を受給された場合、その事由に該当した月の翌日以降の奨学金を返戻していただきます。また、復学等した場合は速やかに当組合に届け出ることとし、復学等した月から奨学金を給付します。なお、当組合で給付休止・中止の事由を確認した場合は、届出がなくても給付を休止または中止します。
- (3) 休止・中止の事由
 - ① 給付の休止
受給者が休学したとき
 - ② 給付の中止
 - ・受給者が退学したとき、又は香川県外の高等学校に転校したとき
 - ・受給者が死亡したとき
 - ・高校生（受給者）及び保護者が香川県下に住所を有しなくなったとき
 - ・母子家庭・父子家庭でなくなったとき
- (4) 提出書類
香川県信用組合給付型奨学金 休止・中止・届出書

9. その他

ご提出いただいた書類は、ご返却致しませんので予めご了承ください。

お問い合わせ先

香川県信用組合 業務部（受付 月～金曜日のうち当組合の営業日 午前 9 時～午後 5 時）
〒760-0050 香川県高松市亀井町 9 番地 10 Tel087-833-3312